

国際海事機関（IMO） 第1回設備小委員会の結果について

概要

- ・ 小委員会の議長に太田進 氏（海技研）が選出されました。
- ・ 水素自動車及び圧縮天然ガス自動車を輸送する船舶の車両搭載場所における推奨要件が最終化されました。

3月10日から14日までの間、英国ロンドンにおいて68の国及び地域、33の機関等の参加のもと、国際海事機関（IMO）第1回設備小委員会（SSE1）が開催されました。

我が国からは、国土交通省、在英国日本国大使館、（独）海上技術安全研究所、（一財）日本船舶技術研究協会等から構成される代表団が参加しました。

今次会合における主な審議内容・結果は以下のとおりです。

1. 小委員会の議長

本年からIMOでは小委員会を再編しており、第1回目の設備小委員会が開催されました。会議開催にあたり、（独）海上技術安全研究所国際連携センター長の太田進氏が多数の国からの推薦を受け、議長として選出されました。



2. 水素燃料自動車及び圧縮天然ガス自動車を輸送する船舶の要件

（1）背景

IMOでは、2008年から、走行中に二酸化炭素（CO₂）を排出しない水素燃料自動車（HFCV）、及びCO₂排出が従来のガソリン自動車やディーゼル自動車より少ない圧縮天然ガスを燃料とする自動車の海上輸送に関する安全基準の検討を我が国主導のもと行ってきました。なお、現行のSOLAS条約における自動車を輸送する船舶の安全要件は、従来型のガソリン自動車やデ

イーゼル自動車のみを想定して策定されています。

昨年開催された第56回防火小委員会 (FP56) において、我が国から提出した水素燃料自動車等の海上輸送に関する安全基準案 (SOLAS条約附属書第Ⅱ-2章の改正案) が、すでに昨年6月に開催された第92回海上安全委員会 (MSC92) にて承認されており、本年5月に開催予定のMSC93にて採択される予定となっております。

(2) 今次会合での審議結果

MSC92で承認されたSOLAS 条約改正案は主に新造船を対象としているため、今次会合においては、現存船を対象とした勧告案を作成しました。

当勧告案は、主管庁の判断のもと水素燃料自動車等の搭載場所における防爆等を考慮すること、及び貨物として運送される水素燃料自動車等からの燃料の漏れがないことをチェックした証明書または申告書の提供及びラベル等による標示を推奨する内容となっており、MSC93において、承認される予定です。

2. 救命設備規則の新しいフレームワークの構築

(1) 背景

我が国は、救命設備規則の総合的な見直しが必要であるとの認識の下、2006年11月に開催されたMSC82で、救命設備にかかる規則の新たなフレームワークを構築することを提案し合意されました。

このフレームワークは、目標指向型基準 (GBS) と呼ばれる新たな規則体系で、救命設備規則の総合的な見直しを実施する、というもので、船舶設計設備小委員会 (DE) で検討することとしました。

昨年開催のDE57において、SOLAS条約やLSAコードをGBSに基づいて見直す際の指針となる救命GBSガイドライン案が基本的に合意されました。

(2) 今次会合での審議結果

我が国は、今次会合に、救命GBSガイドライン案に基づいて、現行の救命設備規則の関係を整理し、規則の機能的な抜け落ちや重複が無いかどうかを検証した結果を提出しました。今次会合では、この日本提案を考慮し、当ガイドライン案の最終化に向けた審議を実施するとともに、救命設備規則の包括的見直しに関する審議を行いました。

審議の結果、我が国をコーディネーターとするレスポンスグループ (CG) が設置され、当ガイドライン案の最終化に向けた検討を引き続き実施することとなりました。

また、本ガイドライン案に基づいて、次回会合から、SOLAS条約附属書第三章の包括的見直しに向けた検討 (ただし新たな要件の追加又は現存要件の改正は行わないことにも合意) を行うことに合意し、2016年を最終化目標に検討していくこととなりました。

3. 船上揚荷装置 (船上クレーン等) の安全基準の策定

(1) 背景

SOLAS条約では貨物クレーン等の船上揚荷装置に関する技術基準が定められておらず、近年、船上揚荷装置に係る重大事故が発生しており、それを防止するため、2011年5月に開催されたMSC89において、我が国提案により船上揚荷装置に関する安全基準の策定に関する議題が設置され、DE57より審議が開始されました。

(2) 今次会合での審議結果

今次会合では、これまで集計した事故データ等をもとに、船上揚荷装置の基準の対象や今後の方策について検討しました。その基準の必要性や適用対象について、様々な意見が出ましたが、審議の結果、主に以下の事項を合意しました。

- ・将来的に安全基準を作成する場合には、基本的にその適用対象をSOLAS条約適用船舶(漁船を除く)とすること。なお、設計及び製造の基準を考慮する際には新規搭載に限定すること
- ・2017年を基準策定の最終化目標として検討すること
- ・CGを設置し、更なる事故データの収集・分析、対象装置及び対象船舶の明確化、義務的要件の必要性等を検討すること

以上